

青森県報

第三千二百九十二号

平成二十二年
九月二十二日
(水曜日)

目 次

告 示

道路の区域の変更

公 告

建設業者の許可の取消し

(上北地
民局域)
： 一

(道 路 課)
： 一

右 同 ()
右 同 ()
..... ()
..... ()

告 示

青森県告示第六百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年十月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後	前	後			
1	県道	尾駸有戸停車場線	上北郡野辺地町字向田二八六の一から 上北郡野辺地町字向田二八六の一まで	弘前市大字代官町九五の一から 弘前市大字代官町四八の八まで	一八・〇〇メートルから 八五・〇〇メートルまで	一八・〇〇メートルから 八五・〇〇メートルまで	五八〇・〇〇メートル	五八〇・〇〇メートル	
2	県道	弘前岳鯉ヶ沢線	弘前市大字代官町九五の一から 弘前市大字代官町四八の八まで	弘前市大字代官町九五の一から 弘前市大字代官町四八の八まで	一一・二〇メートルから 二一・四〇メートルまで	一一・二〇メートルから 二一・四〇メートルまで	三四〇・四〇メートル	三四〇・四〇メートル	

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

- 一 商号又は名称 大龍工務店
- 二 氏名 田中 憲明

三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町小松ヶ丘三丁目七七の九七七

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第五〇〇一二六号

五 取消年月日 平成二十二年八月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年八月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社小原技建

二 代表者の氏名 小原 正子

三 主たる営業所の所在地 十和田市西二十三番町三の一〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一五七一四号

五 取消年月日 平成二十二年九月一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年八月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社高坂鉄工所

二 代表者の氏名 高坂治三郎

三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字犬落瀬字七百七三の八

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第五〇〇一一四号

五 取消年月日 平成二十二年九月一日

六 取消しに係る建設業の許可

鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭